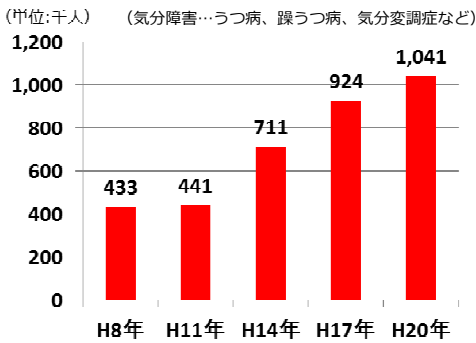


ご存知
ですか!?

従業員のメンタルヘルスは 重要な経営リスクです!

気分障害患者数増加と共に、高まる使用者責任

【気分障害患者数の推移】



出典：厚生労働省「自殺・うつ病等の現状と今後のメンタルヘルス対策」

平成20年3月に施行された労働契約法第5条は、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と、使用者の労働者に対する安全配慮義務（健康配慮義務）を明文化しています。

危険作業や有害物質への対策はもちろんですが、メンタルヘルス対策も使用者の安全配慮義務に当然含まれると解釈されています。労働契約法には罰則がありませんが、安全配慮義務を怠った場合、民法第709条（不法行為責任）、民法第715条（使用者責任）、民法第415条（債務不履行）等を根拠に、使用者に多額の損害賠償を命じる判例が多数存在します。

事業主には働きやすい環境作りが義務付けられています

1. 事業主の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に対してその方針を周知・啓発すること
2. 相談・苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備すること
3. 相談があった場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、適正に対処すること
4. 相談者や行為者等のプライバシーを保護し、相談したことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない

メンタルヘルスによる経営リスクを検討されていますか？

貴社ではメンタルヘルスによる経営リスクを検討されていますか？
万が一トラブルが起こった場合に企業が被る損害は非常に大きなものです。
リスクについて一度確認されることをおすすめします。

経営リスク チェックリスト 該当すれば対策が必要です！

- 残業がある
- 集中を必要とする仕事がある
- コミュニケーションが円滑でないことがある
- 不規則な勤務をすることがある
- 待遇に満足していない社員がいる
- 自分のペースで仕事ができないことがある
- 部署内で意見のくい違いがあることがある
- 部署間で意見のくい違いがあることがある
- 社員が職場の作業環境に満足していないことがある
- 社員のキャリア形成をサポートしていない

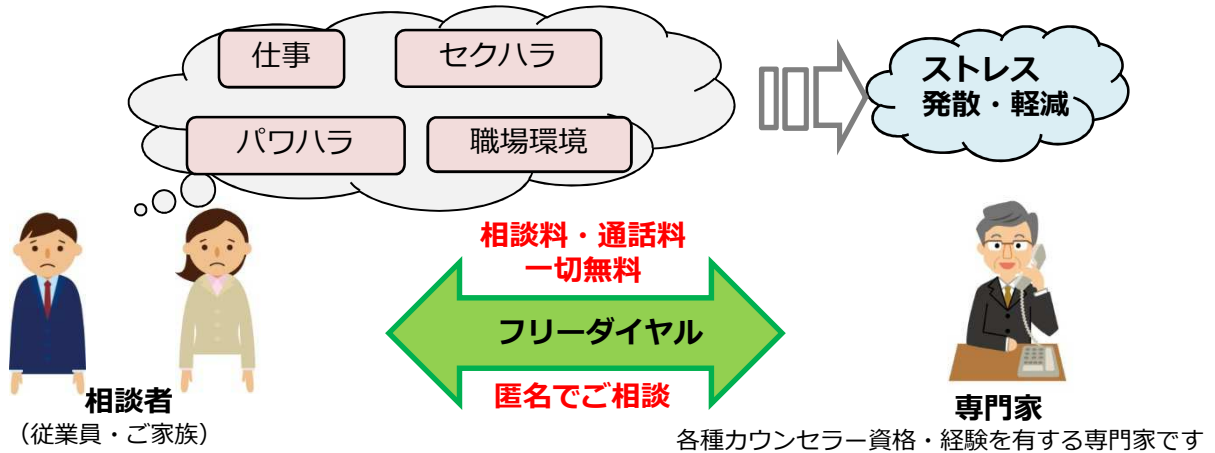
リスク対策は裏面をご覧ください

今すぐ始めるリスク対策①

従業員のための

社外相談窓口の設置

予防



専門家のカウンセリングによってストレスを発散・軽減

使用者責任

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントをはじめとする社員のメンタルヘルス対策を明確化し、使用者責任にかかわるリスクを軽減

今すぐ始めるリスク対策②

経営者のための

人事労務相談先の確保



従業員数100名
までの場合

月額5,000円(税別)

※従業員数100名超の場合は
ご相談ください

お問い合わせ・ご相談は お電話 もしくは FAXで

金子経営労務事務所 担当：金子

TEL : 03-5368-6252

FAX : 03-5368-6253

貴社名	ご担当者（お役職）
TEL	FAX

※本資料掲載サービスは株式会社エフアンドエムが運営する「SRSプラスサービス」として提供し、「SRSプラスサービス利用申込書」をご提出いただくことにより、ご利用可能となります。「SRSプラスサービス」に関する著作権、ノウハウその他全ての知的財産権は株式会社エフアンドエムに帰属します。SRS113884-3